

✚ 貨物概要

本品は、長さ 18cm、直径 10mmのポリプロピレン製のストローで、片方の先端は斜めにカットされている。飲料を飲むために使用する。



✚ 分類

関税率表第 3917.22 号（統計番号 3917.22-000）のポリプロピレンの重合体製の管

✚ 分類理由

本品は、ポリプロピレンの重合体から成る中空の物品であり、内部の横断面が円形であることから、関税率表第 39 類注 8 及び同表第 39.17 項の規定により、ポリプロピレンの重合体製の管として上記のとおり分類されます。

📦 分類のポイント

関税率表第 39 類注 8 の規定により、第 39.17 項における「管及びホース」とは、中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかないかを問わない。）で、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の 1.5 倍以下のものに限る。）又は正多角形のことをいふこととされています。

本品は、内部の横断面が円形の管であり、飲料を飲むためのストローとして使用するために、片方の先端が斜めに切られていますが、食卓用品として第 39.24 項ではなく、管及びホースとして第 39.17 項に分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）